

校務支援システム共同利用推進協議会設置要綱

(設置等)

第1条 別表第1に掲げる団体（以下「参加団体」という。）が、別表第2に掲げる主な機能及び内容を有する校務支援システム（以下「校務支援システム」という。）の共通の仕様を定めて参加団体に校務支援システムを提供する事業者（以下この条において「サービス提供事業者」という。）を選定し、校務支援システムの共同利用を行うため、校務支援システム共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 参加団体は、校務支援システムの共同利用を行う体制が整備されたことを確認した時点で協定を締結し、それぞれサービス提供事業者と契約を交わした上で、校務支援システムを共同利用し、及び運用する。

(基本理念)

第2条 協議会は、校務支援システムを共同利用することにより、システム経費の削減を図り、参加団体間の共同利用による校務支援システムの標準化を行い、もって安心・安全・安定したシステム運用による教育行政サービスの一層の向上及び効率的な学校運営に寄与することを基本理念とする。

(費用)

第3条 参加団体は、協議会の加入に要する費用を負担しないものとする。ただし、協議会の運営に係る人件費、旅費等は、それぞれの参加団体が負担するものとする。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 校務支援システムの共通仕様書及び機能要件書の作成に関すること。
- (2) 校務支援システムの導入に関すること。
- (3) 校務支援システムの機能向上のとりまとめに関すること。
- (4) 校務支援システムの共通仕様及び機能要件書の見直しに関すること。
- (5) 校務支援システムに関連した機器、帳票等の共同調達に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、校務支援システムの共同利用に関すること。

(校務支援システムの選定)

第5条 協議会は、校務支援システムの選定に当たり、校務支援システム共同利用業務プロポーザル選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の組織及び事務に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(組織)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）には、参加団体の教育主管課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する参加団体の職員のうちから当該委員が指名する者を代理出席させることができる。
- 4 協議会の議決は、委員（前項に規定する代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議決にあたっては、委員全員の総意となるよう努めるものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 会議は、必要に応じて、電子メールその他電子的な手段を利用して開催することができる。この場合において、協議の手續は、各委員に様式第1号による意見書の提出を求めて行うものとする。

(専門部会)

第9条 会長は、第4条各号に掲げる協議事項を事前に調査研究させ、及び校務支援システムに係る専門事項を調査研究させるため、協議会が指定した業務ごとに専門部会を置くことができる。

- 2 前項の専門部会は、参加団体の当該業務を担当する職員のうち、各委員が指名する者をもって充てる。
- 3 専門部会は、調査研究を行った事項を協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、会長を務める団体に置く。

(傍聴)

第11条 協議会の会議等への参加団体以外の団体に属する職員の傍聴については、参加団体の同意により認めるものとする。

(参加検討市町村等)

第12条 協議会に新たに参加しようとする市町村等（以下「参加検討市町村等」という。）は、様式第2号により参加を表明しなければならない。

- 2 参加検討市町村等は、参加を検討するため協議会に経費積算資料の提供を依頼する場合は、様式第3号により協議会に申し出なければならない。

3 参加検討市町村等は、校務支援システム共同利用推進事業に参加する場合において、校務支援システムのデモンストレーションの実施を依頼するときは、希望日の3か月前までに様式第4号により協議会に申し出なければならない。

(費用の負担)

第13条 参加検討市町村等は、前条第3項に規定するデモンストレーションの実施を依頼する場合において、デモンストレーションを実施する当該参加検討市町村等の事情により事業者から経費の請求があるときは、当該経費を負担するものとする。

(事業継続)

第14条 参加団体は、有事の際に備え、他の参加団体と平時から協力関係を築くとともに、協議会において、事業継続のための研究に努めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年7月19日から施行する。

別表第1（第1条関係）

参加団体名
土浦市
石岡市
かすみがうら市
龍ヶ崎市
牛久市

別表第2（第1条関係）

主な機能	内容
学籍管理	児童生徒及び保護者に関する情報を管理する。
出欠管理	児童生徒の出欠を管理する。
成績管理	成績処理を行う。
学習者情報記録	日々の児童生徒の様子等，気づいた点を記録し，共有する。
週案・時数管理	週案及び時数を管理する。
保健管理	児童生徒の成長及び健康記録を管理する。
学校日誌	学校日誌を作成する。
グループウェア	教職員間で情報を共有する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

校務支援システム共同利用推進協議会長 殿

校務支援システム共同利用推進協議会委員
氏名 印

意 見 書

校務支援システム共同利用推進協議会設置要綱第8条第6項の規定により開催される会議の意見については、下記のとおりです。

記

会議の名称 _____

No.	案件名	承認 の有無	意見
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

様式第2号（第12条関係）

校務支援システム共同利用推進事業参加表明書

校務支援システム共同利用推進協議会長 殿

団体名

代表者名

印

校務支援システム共同利用推進協議事業への参加を次のとおり表明する。

共同化に係る業務名	
参加希望年月日	年 月 日
現システム契約満了年月日	年 月 日

様式第3号（第12条関係）

校務支援システム共同利用推進事業経費積算資料提供依頼書

校務支援システム共同利用推進協議会長 殿

団体名

代表者名

印

校務支援システム共同利用推進事業への参加に当たり、次のとおり経費積算資料の提供を依頼する。

共同化に係る業務名	
参加希望期間	
現システム契約満了年月日	年 月 日

様式第4号（第12条関係）

校務支援システム共同利用推進事業システムデモンストレーション実施依頼書

校務支援システム共同利用推進協議会長 殿

団体名

代表者名

印

校務支援システム共同利用推進事業に係るシステムのデモンストレーションについて、次のとおり依頼する。

共同化に係る業務名	
デモンストレーション 希望年月日	年 月 日
デモンストレーション 希望場所	